　令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則7号。以下｢規則｣という。）第24条の規定に基づき、高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第２条　この補助金は、看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備を行うことにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

（補助対象事業及び補助事業者）

第３条　補助対象事業は、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定による許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定による届出をした診療所の開設者のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条の３に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会以外の者が実施する看護師宿舎施設整備事業とする。

（補助の対象外費用）

第４条　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

（１） 土地の取得又は整地に要する費用

（２） 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３） 設計その他工事に伴う事務に要する費用

（４） 既存建物の買収に要する費用

（５） 前各号に掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用

（補助額の算定方法）

第５条　補助対象事業に対する補助金の額は、予算の範囲内とし、補助額は次により算定するものとする。

（１） 別表第１の第２欄に定める基準額と第３欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（２） 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を補助基礎額とする。

（３） 前2号の規定により算出した補助基礎額に別表第２及び別表第３に定める調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を補助額とする。

（申請手続）

第６条　規則第３条第１項に規定する申請書の様式は別記第１号様式によるものとし、知事が別途指定する期日までに、関係書類を添えて提出するものとする。

（変更申請手続）

第７条　この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、毎年度12月末日までに行うものとする。

（補助の条件）

第８条　補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）補助事業に要する経費の配分の変更（対象経費の30パーセント以内の軽微な変更を除く。）をする場合には、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

（２）補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

　　ア　建物の設置場所（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

　　イ　建物の規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合（補助事業の一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）には、事前に別記第２号様式による中止又は廃止承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

（４）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（８）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

（９）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

（10）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

（11）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（12）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならないこと。

（13）補助事業の実施において物品等を調達する場合には、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。

（14）補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、同条例第６条に規定する非開示項目以外の項目は原則として開示すること。

（15）補助事業の実施に当たっては、別表第４に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（16）補助事業者は、納期の到来した県税について滞納がないこと。

（17）前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

（遂行状況報告）

第９条　補助事業者は、別記第３号様式により、毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

（概算払）

第10条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書によらなければならない。

（実績報告）

第11条　規則第11条第１項の規定による実績報告の様式は、別記第５号様式によるものとし、事業完了の日から起算して１月を経過した日（第８条第２号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は当該年度３月31日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。ただし、これにより難い場合は、翌年度４月10日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別記第６号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度４月10日までに、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第８条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の実績報告書の提出後に消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第７号様式により速やかに知事に報告するとともに　当該金額を知事に返還しなければならない。

　　　附　則

１　この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第８条第５号から第８号まで及び第14号並びに第11条第２項及び第３項の規定は同日以降もその効力を有する。

　　　附　則

１　この要綱は、令和２年３月23日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年３月22日から施行する。

別表第１（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　事業区分 | ２　基準額 | | | | ３　対象経費 |
| 看護師宿舎施設  整備事業 | (1)に掲げる基準面積に(2)に定める単価を乗じた額とする。  (1) 基準面積  　　看護師１人当たり　33㎡  (2)基準単価（円/㎡） | | | | 病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。） |
|  | 鉄筋コンクリート | 169,500 |  |
| ブロック | 148,100 |
| 木造 | 169,500 |
| （注）建築（増改築）単価が基準単価を下回るときは、当該建築（増改築）単価を基準単価とする。 | | | |

別表第２　既存病床数の割合による調整（前年度３月３１日現在）（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合  （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床の合計） | 調 整 率 |
| １０５パーセント以上 | ０．９５ |
| １０５パーセント未満 | １．００ |

　別表第３　事業区分による調整（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　区　分 | 調 整 率 |
| 看護師宿舎施設整備事業 | ０．３３ |

別表第４（第８条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第６条関係）

番　　　号

年　月　日

　高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

生年月日　　　　年　　月　　日

令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付申請書

　高知県補助金等交付規則第３条第１項の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

　１　補助申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　事の種類（区分）

３　経費所要額調（別紙１のとおり）

　４　事業計画書（別紙２のとおり）

５　添付書類

　　（１）補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書

　　（２）当該事業に係る収支予算（見込み）書の抄本（別紙３）

　　（３）県税事務所で発行する全税目の納税証明書

（４）その他参考となる資料

(注)補助事業者は、「○○法人○○会　理事長○○○○」等設置主体の代表者としてください。

補助金振込先：　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　支店

種別（ 普通 ・ 当座 ）　　 　 口座番号：

（フリガナ）

口座名義人

第２号様式（第８条関係）

番　　　号

年　月　日

　高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で交付の決定のあったこの事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱第８条第　号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

　１　変更（中止・廃止）内容

　２　変更（中止・廃止）理由

　３　経費所要額調（別紙１のとおり）

　４　事業計画書（別紙２のとおり）

　５　添付書類

　（１）当該事業に係る収支予算（見込み）書の抄本（別紙３）

　（２）その他参考となる書類

第３号様式（第９条関係）

番　　　号

年　月　日

　高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金の遂行状況報告書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で交付の決定のあったこの事業について、令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱第９条の規定により別表のとおり報告します。

第４号様式（第10条関係）

概 算 払 請 求 書（第　　回）

　金　　　　　　　　　　　　円

　　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で交付の決定のあった令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金について、概算交付されるよう請求します。

記

　　　補助金交付決定額 ：　　　　　　　　　　　　円

既交付額 ：　　　　　　　　　　　　円

今回請求額 ：　　　　　　　　　　　　円

　　　残　　　　　　額 ：　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　高知県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

【振込先】

　　　　　 　銀行　　　　　　　支店

種別（ 普通 ・ 当座 ）

口座番号：

(フリガナ)

口座名義人

　　　※ 別表「工事遂行状況報告書」を添付してください。

第５号様式（第11条関係）

番　　　号

年　月　日

　高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号をもって交付の決定のあったこの事業が完了したので、令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

　１　精　算　額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　事業の種類（区分）

３　経費所要額精算書（別紙４のとおり）

　４　事業実績報告書（別紙５のとおり）

５　添付書類

　　（１）当該事業に係る契約書の写し

　　（２）補助対象事業完成後の建物の全景及び概要を示す写真

　　（３）建築基準法第７条第５項の規定による竣工検査書の写し

　　（４）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）

　　（５）当該事業に係る収支決算（見込み）書の抄本（別紙６）

　　（６）その他参考となる資料

第６号様式（第11条関係）

番　　　号

年　月　日

　高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金

　　　　　　　　の年度終了実績報告書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号をもって交付の決定のあったこの事業の年度終了実績について、令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、別表のとおり報告します。

第７号様式（第11条関係）

番　　　号

年　月　日

　高知県知事　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名

令和元年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で交付の決定を受けた令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金について、令和元年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金交付要綱第11条第３号の規定により、下記のとおり報告します。

記

　１　補助金額（実績報告書又は確定通知書に記載の額）

金　　　　　　　　　　円

　２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金　　　　　　　　　　円

　３　添付書類

　　　消費税額確定申告書の写し等